山形県立産業技術短期大学校庄内校教育振興会会則

(名称及び目的)

第1条 本会は、山形県立産業技術短期大学校庄内校教育振興会と称し、山形県立産業技術短期大学校庄内校(以下、「庄内校」という。)と密接な連絡のもとに、産業技術の高度化と国際化の進展に貢献する人材の育成に協力するとともに、会員相互の連携をはかり、もって地域産業界の振興に寄与することを目的とする。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局は山形県立産業技術短期大学校庄内校内に置く。

(会 員)

第3条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(事 業)

- 第4条 本会の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 庄内校の教育活動の支援に関する事項
 - (2) 会員企業内技術者と庄内校教官等の資質向上を図るための研修に関する事項
 - (3) 学生の就職活動及び企業における人材確保の支援に関する事項
 - (4) 国際交流活動への協力に関する事項
 - (5) 会員への情報提供及び庄内校の広報に関する事項
 - (6) その他本会の目的達成に必要な事項

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 3名

幹 事 15名以内

監事 2名

- 2 会長、副会長、幹事、監事は会員の互選により総会において選出する。
- 3 会長は顧問を置くことができる。

(役員の任期)

- 第6条 役員の任期は2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。
 - 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は会務を総理し、本会の運営にあたる。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
 - (3) 幹事は本会の目的達成のために企画運営にあたる。
 - (4) 監事は本会の会計を監査し、総会において報告する。

(会 議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総 会)

- 第9条 総会は毎年1回会長が招集し、次の事項を審議決定する。但し、必要のある時は臨時に招集することができる。
 - (1) 予算及び決算に関すること
 - (2) 事業計画及び報告実績に関すること
 - (3) その他重要事項に関すること

(役 員 会)

第10条 役員会は、会長、副会長、幹事及び監事をもって組織し会長がこれを招集する。 2 役員会は、総会に付議する事項及びその他の必要事項を審議する。

(会 計)

第11条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(決 算)

第12条 本会の決算は、会計監査を経て総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会 費)

第14条 本会の会費は、年会費5,000円とする。但し酒田市・鶴岡市は100,000円とし、庄内町・遊佐町・三川町は10,000円とする。 経済団体などは別に定める。

(雑 則)

第15条 その他必要な事項は役員会で別に定める。

付 則

この会則は平成9年9月4日から施行する。

平成23年6月1日改定(第5条)

平成28年6月16日改定(第14条)

平成29年6月9日改定(第5条)